

あきる野市いじめ防止基本方針

平成27年4月

(令和元年12月20日改訂)

(令和5年9月29日改訂)

あきる野市

目 次

- I いじめ防止の基本的な考え方
 - 1 基本方針策定の意義
 - 2 いじめの定義
 - (1) いじめに当たるかどうかの判断についての留意点
 - (2) いじめに対する指導
 - 3 いじめの理解
 - 4 いじめ問題への基本的な考え方
 - (1) 学校と家庭、地域が連携したいじめ防止対策の推進
 - (2) いじめ撲滅三原則の徹底
 - (3) 特別支援教育の推進
 - (4) 教員の指導力の向上と組織的な取組の推進
 - (5) 保護者・地域住民・関係機関と連携した取組の推進

- II 学校における取組
 - 1 あきる野市学校いじめ防止基本方針の策定
 - 2 組織等の設置
 - (1) あきる野市学校いじめ問題対策委員会の設置
 - (2) 重大事態の調査を行うための組織の設置
 - 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組
 - (1) 未然防止
 - (2) 早期発見
 - (3) 早期対応
 - (4) 重大事態への対処（詳細についてはIV 重大事態への対処）
 - (5) 学校いじめ防止基本方針の評価

- III 市における取組
 - 1 あきる野市いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - 2 いじめ防止等に関する具体的な取組
 - (1) 相談体制の整備
 - (2) いじめ問題の担当者や教育相談担当者による連絡会の開催
 - (3) 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の実施
 - (4) 「いじめについて考える日」の設定
 - (5) 「いじめに関する授業」の実施
 - (6) 「学級集団アセスメント」の実施と活用
 - (7) 『いじめをなくそう』子ども会議の実施
 - (8) 特別支援教育の推進
 - (9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

(10) いじめ防止に向けた教員の指導力の向上

(11) 町内会や自治会、地域住民及び関係機関と連携した取組の推進

IV 重大事態への対処

1 重大事態の意味

2 市教育委員会又は学校による調査等

(1) 重大事態の報告

(2) 調査を行うための組織

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

(4) 調査結果の提供及び報告

(5) その他の配慮事項

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) あきる野市いじめ問題調査委員会の設置による再調査

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

I いじめ防止の基本的な考え方

1 基本方針策定の意義

全ての子どもたちは、人類の未来を切り開く可能性に満ちた、かけがえのない存在である。子どもたちが健やかに成長することは、いつの時代においても社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

いじめは、子どもたちが人間として尊重され成長する権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。

次代を担う子どもたちが健康で心豊かに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、社会全体の責務であり、そうした環境づくりを脅かすいじめへの対応は学校における最重要課題の一つである。

あきる野市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、地域ぐるみで市立学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちの尊厳を保持する目的のもと、あきる野市と学校、保護者、地域住民、その他の関係機関及び東京都が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本指針において「いじめ」とは、子どもに対して、その子どもが在籍する学校に在籍している等その子どもと一定の人的関係にある他の子どもたちが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめに当たるかどうかの判断についての留意点

- ア いじめられた児童・生徒の立場に立つこと
- イ 「心身の苦痛を感じているもの」という要件に限定されないようにすること
- ウ 本人がいじめられていることを否定する場合が多々あることを踏まえること
- エ いじめられた児童・生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認すること
- オ いじめの認知は、学校いじめ対策の組織を活用して実施すること
- カ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わないこと
- キ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含むこと
- ク けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることを踏まえること
- ケ 好意から行った行為や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに良好な関係を再び築くことができた場合等（以下：軽微な案件）においてもいじめと判断すること

(2) いじめに対する指導

- ア いじめの加害行為を行った児童・生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- イ 軽微な案件でいじめと判断した場合などは、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応を行うことは可能である。
- ウ 軽微な案件であっても学校いじめ対策の組織への情報を共有するため、市教育委員会への報告の対象とする。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうることもある。

また、発達障害のある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもがいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。

さらに、いじめには、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）として、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在がある。

いじめを絶対に許さないという毅然とした対応とともに、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 いじめ問題への基本的な考え方

(1) 学校と家庭、地域が連携したいじめ防止対策の推進

あきる野市では、学校や家庭の教育力だけではなく、地域社会の教育力の向上も図る取組を実施している。こうした取組の下に、すべての市民がいじめを許さないという毅然とした態度でいじめに立ち向かい、心豊かな「あきる野っ子」を育てる。

(2) いじめ撲滅三原則の徹底

○「するを許さず」

誰よりもいじめる側が悪いという認識に立ち、いじめは人間として絶対に許されないという毅然とした態度で臨む。そのために、子どもにかかわる全ての大人が、いじめに対して共通の認識をもち、もし、いじめを把握した場合は、学校、保護者、地域、教育委員会等が協力・連携して、組織的に迅速に解決する。

○「されるを責めず」

いじめの有無の判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられている子どもの立場に立って行い、いじめから子どもを守り通す取組を徹底して行う。また、いじめをしないようにするために、相手を思いやる心や豊かな人間関係を構

築する能力・態度を全教育活動を通じて育てる。

○「いじめに第三者なし」

いじめの周囲にいる子どもたちに対し、「観衆」や「傍観者」の立場ではなく、自らの問題として受け止め行動できる指導を徹底して行う。そのために、児童会・生徒会を中心にした、子どもたちの主体的・自治的な取組を計画的に推進する。

(3) 特別支援教育の推進

全ての子どもたちが安心して、自己有用感や充実感を感じられるようにするために、特別支援教育の充実を図る。そのため、障がいのある子どもだけでなく、全ての子どもがかけがえない存在と受け止め、ユニバーサルデザインの考えに基づく教室環境等の整備を進め、一人一人に必要な支援を確実に行う。

なお、特別な配慮を要する児童・生徒は、その特性に対して周囲の子どもたちの理解や受容が十分に行われないことにより、いじめに巻き込まれやすい傾向があることを踏まえ、いじめ防止に向けた指導の充実を図る。

(4) 教員の指導力の向上と組織的な取組の推進

個々の教員によるいじめの兆候を確実に把握する鋭敏な感覚といじめに迅速かつ的確に解決できる指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るのではなく、スクールカウンセラーとの密接な連携の下、学校におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組を学校全体で組織的に行う。

(5) 保護者・地域住民・関係機関と連携した取組の推進

複雑化・多様化したいじめを迅速かつ的確に解決するためには、保護者や地域住民、関係機関と連携し、社会全体でいじめの解決に取り組む必要がある。特に保護者は、その保護する子どもたちがいじめを行うことがないよう、規範意識や思いやりを育むように努めるとともに、子どもたちをいじめから守る。また、保護者・地域住民・関係機関はいじめに関する情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談するなど、学校によるいじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組に協力する。

II 学校における取組

1 あきる野市学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、市の基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定める。(法第13条)

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・ いじめの対応を学校組織全体で一貫したものとする。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、

いじめの加害行為の抑止につながる。

- ・ 加害者への成長支援の観点の基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載やその他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容については、必ず入学時や各年度の開始時に児童・生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 組織等の設置

(1) あきる野市学校いじめ問題対策委員会の設置（条例第13条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。（法第22条）

学校は、学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期対応に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、学校いじめ問題対策委員会を設置する。

(2) 重大事態の調査を行うための組織の設置（条例第16条）

重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。（法第28条）

学校が重大事態の調査を行う場合は、この学校いじめ問題対策委員会を母体として、学校運営協議会の委員又は学校評議員、学校医その他の者を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「あきる野市学校いじめ問題調査委員会」を設置し、調査を行う。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、「Ⅰ いじめ防止の基本的な考え方」を十分に踏まえ、学校の設置者等と連携し、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

(1) 未然防止

- 「いじめは人権侵害であり絶対に許されない」という雰囲気醸成のため、各学級に「いじめ撲滅三原則」の掲示及び学級活動等での徹底
- 豊かな情操と道徳心を育む道徳教育や人権教育、読書活動・体験活動などの推進による、いじめを許さない態度・能力の育成
- インターネットや携帯電話によるトラブルを防ぐための情報モラル向上を図る情報教育の充実
- 一人一人の子どもを大切にされた特別支援教育の充実による自己有用感の醸成

- 「生命尊重や人権尊重を重視した20の生活指導チェックリスト」の活用
- 月1回の「いじめについて考える日」を中心とした、子どもたちの主体的・自治的な活動の推進
- 年に3回（学期始め）以上の「いじめに関する授業」の実施
- いじめに関する年間3回以上の校内研修の充実による教師の指導力の向上
- 保護者会や家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力
- 警察（スクールサポーター）や教育相談所等の関係機関との連携体制の整備

(2) 早期発見

- 複数の対象学年による学習集団アセスメントの実施
- 定期的なアンケート調査や担任等による面談の実施
- スクールカウンセラーによる対象学年との全員面接の実施
- 生活指導朝会等によるいじめに関する情報の共有
- 養護教諭やスクールカウンセラー等による子どもが相談しやすい体制の整備
- 市及び都教育相談所等の電話相談窓口の周知
- いじめと判断した段階での教育委員会への報告

(3) 早期対応

- いじめを発見した場合、学校いじめ対策委員会等を中心とした組織的な対応
- いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全と落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- 教育的な配慮の下、毅然とした態度によるいじめた子どもへの指導
- いじめを見ていた子どもに対しての当事者意識をもたせる指導
- 加害・被害の子どもを含めて関係した子どもの保護者と面談及び支援・助言
- 市教育相談所、子ども家庭支援センター、児童相談所等との連携
- いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合の警察への相談

(4) 重大事態への対処（詳細についてはⅣ 重大事態への対処）

- いじめられた子どもの安全と落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- 重大事態と思われる案件が発生した場合の教育委員会への迅速な報告
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び市教育委員会への報告や市教育委員会の調査への協力
- 重大事態の調査結果についての市長の附属機関による調査（再調査）への協力

(5) 学校いじめ防止基本方針の評価

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目（「いじめ不登校ゼロへの挑戦」）に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、い

じめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

Ⅲ 市における取組

1 あきる野市いじめ問題対策連絡協議会の設置（条例第12条）

いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「あきる野市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。

本協議会は学校、市教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者で構成される。主な所掌事項は以下のとおりである。

○市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項

○いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項

○その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

また、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、実務者会議として「あきる野市いじめ問題対策委員会」を置く。

2 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) 相談体制の整備

来所や電話などの多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受け体制を整備するとともに、定期的に子ども及びその保護者等に周知する。

(2) いじめ問題の担当者や教育相談担当者による連絡会の開催

市教育相談所、教育支援室（せせらぎ教室）、子ども家庭支援センター、各校のいじめ問題の担当者や教育相談担当者による連絡会を年間3回開催する。各校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも必要に応じて招集し、学校のいじめ問題に対する組織体制の整備・強化を図る。

(3) 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の実施

東京都教育委員会と連携して、各校で年間3回（6月、11月、2月）の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を実施し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に関する取組の充実を図る。

(4) 「いじめについて考える日」の設定

各校で、月に1日、「いじめについて考える日」を設定し、管理職や生活指導主任、いじめ問題担当者による講話、いじめ防止に向けた子どもたちの主体的な取組などを実施する。

(5) 「いじめに関する授業」の実施

いじめについての正しい理解やいじめは絶対に許されないことを自覚させるために、各校で、年3回（学期始め）以上「いじめに関する授業」を実施する。

(6) 「学級集団アセスメント」の実施と活用

各校で、小中9年間を見通して複数の対象学年において、学級集団アセスメントを実施し、各学級における人間関係を把握することによって、いじめの兆候を把握するとともに、いじめの未然防止や早期発見に活用する。

(7) 『いじめをなくそう』子ども会議』の実施

子どもたちがいじめ防止に向けて主体的に考え行動する能力や態度を育成するために、年に1回、各校の児童会・生徒会代表の子どもたちによる『いじめをなくそう』子ども会議』を実施する。全校や中学校区ごとで、いじめ防止に向けた各校の取組や中学校区ごとに進めたいこと、共通テーマについて協議し、各校において実践する。

(8) 特別支援教育の推進

一人一人の子どもを大切にする特別支援教育の充実を図るために、特別支援学級設置校長会（固定）及び特別支援教室拠点校・通級指導学級設置校長会において、よりよい支援に向けた特別支援教室及び特別支援学級の運営の在り方について協議を行う。また、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援学級主任連絡会において、一人一人の子どもたちに必要な支援について検討・実施させる。また、若手教員研修では、常にユニバーサルデザインによる学習環境を整備するよう指導する。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

東京都教育委員会が委託して実施している学校非公式サイト等の監視結果の情報を受け、各校を指導するとともに、生活指導主任会等を通じて、情報モラル教育に関する理解啓発を図る。

また、職層や年次に応じて、インターネット等を通じて行われるいじめ防止に関する研修を実施する。

(10) いじめ防止に向けた教員の指導力の向上

生活指導主任会やいじめ問題の担当者や教育相談担当者による連絡会、スクールカウンセラー連絡会において、いじめ防止に関する国や都の通知や理解啓発資料について情報提供するとともに、いじめ防止に関する専門家等を講師として招聘し、いじめ防止に向けた教員の指導力の向上を図る。

(11) 町内会や自治会、地域住民及び関係機関と連携した取組の推進

町内会や自治会、地域住民との連携の充実を図るとともに、教育相談機関、福祉機関及び警察等と連携して、生活指導主任会やいじめ問題担当者兼教育相談担当者連絡会、スクールカウンセラー連絡会を開催し、各校のいじめ防止にかかわる課題やその対応策、関係機関との連携について共通理解を図る。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる事態を、いじめの重大事態としている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する子どもが、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、例えば、次のようなケースが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

また、「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、子どもの状況等、個々のケースを十分把握し、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

さらに、子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態として対応する必要があり、市教育委員会又は学校は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

2 市教育委員会又は学校による調査等

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。(法第30条第1項)

(2) 調査を行うための組織 (条例第14条)

市教育委員会又は学校は、重大事態の発生に備えて調査を行うための組織を平時から設置しておく。学校いじめ対策委員会を母体として、学校評議員、学校医など

の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「あきる野市学校いじめ問題調査委員会」を設置し、調査を行う。(再掲)

市教育委員会が調査を行う際には、市教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者で構成される「あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会」を設置し、調査に当たる。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

児童・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言はしない。「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

なお、いじめの重大事態の調査を実施するに当たっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)に基づき実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

市教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策等について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の提供にあたっては、市教育委員会又は学校は、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

調査組織の調査結果については、市教育委員会より(学校が調査主体となったものは、学校より市教育委員会に報告し、市教育委員会を通じて)、市長に報告する。

(5) その他の配慮事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、いじめた子どもに対して、出席停止措置の活用や、いじめられた子どもの就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた子どもの支援のための弾力的な対応を検討する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) あきる野市いじめ問題調査委員会の設置による再調査(条例第17条)

学校で重大事態が発生し、法第30条第1項に基づき市教育委員会又は学校が調査した結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、公平、公正な調査を行うために学識経験者等の第三者により構成される附属機関「あきる野市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果について調査(再調査)を行うことができる。

(2)再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

あきる野市いじめ防止基本方針

平成27年4月発行

令和元年12月改訂

令和5年9月改訂

発行 あきる野市教育委員会
住所 東京都あきる野市二宮350番地
電話 042(558)1111